

滋賀県県域無料Wi-Fi統一仕様

1 県域無料Wi-Fiの名称およびシンボルマーク

- ① 県域無料Wi-Fiの名称を「びわ湖 Free Wi-Fi」とする。
- ② シンボルマークを次のとおりとする。

【このシンボルマークの取扱について】

コピー、印刷、Web掲載、配布等の二次利用はこれを可能とするが、デザイン変更や部分的な利用等の改変は不可とする。



2 県域無料Wi-Fiの統一要件

次の、①～⑤の要件を満たすこととする。

- ① SSIDを「Biwako_Free_Wi-Fi」とすること
- ② 県域無料Wi-Fiを利用しようとする者の使用する情報通信機器が、日本国内でのWi-Fi利用が可能とされているものであれば、情報通信サービスの契約事業者の別にかかわらず利用が可能となること
- ③ 県域無料Wi-Fiを利用する者（以下「利用者」という。）が無料で利用できること
- ④ Wi-Fiの接続方法の案内は、多言語対応とすること
- ⑤ 不正利用への対策として、利用者のアクセスログを一定期間保存すること

3 努力義務事項

（1）県域無料Wi-Fiサービスの実施にあたり最大限努めるべき事項

- ① 大規模災害発生時の利活用を図ること
- ② アクセスログの保存以外のセキュリティ対策を講じること

（2）統一仕様への反映を今後において検討する事項

- ① 県域無料Wi-Fiの利用状況（アクセスポイントごとの接続回数、接続時間分布、使用言語ごとの接続回数、日ごとの接続回数など）に関する統計資料を定期的（月単位など）に滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会に提供すること
- ② 接続方法案内の対応言語は、日本語のほか、英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語の4か国語以上とすること
- ③ 今後の広域化等の動向に応じた統一SSIDの変更に対応すること

* 県域無料Wi-Fiのセキュリティ面の向上については、随時、研究していくこととし、必要に応じて、統一仕様への反映を検討していく。